

アーツプロジェクト・イン・おおさか柏原 会則

- 第1条 本会は、アーツプロジェクト・イン・おおさか柏原と称する
英文表記の際は、Arts Project in OSAKA KASHIWARA とし、略称は、アッ
ポコとする
- 第2条 本会は、芸術文化の振興と地域社会の発展を図り、柏原から多種多様な芸術文化
を発信することを目的とする
- 第3条 本会は、第2条の目的達成のため、次の事業を行う
(1) 柏原ビエンナーレの企画運営協力
(2) セミナー、フォーラム、シンポジウム等の企画開催
(3) 機関誌、パンフレット等の発行
(4) ワークショップ、研修会、研修旅行、写生会等の開催
(5) 行政等への提言
(6) その他の事業
- 第4条 本会は、第2条の目的に賛同する会員をもって構成する
会員は、一般会員及び賛助会員とし、賛助会員は議決権を有しない
- 第5条 本会は、次の委員及び会計監査をおく。委員は代表、事務局長、会計、運営委員
を指す。委員等は総会の際に選出し、その任期は2年とするが、再選は妨げない。
但し、連続しての重任は2期までとする
(1) 代表 1名
(2) 事務局長 1名
(3) 会計 2名
(4) 運営委員 若干名
(5) 会計監査 2名(内1名は運営委員とする)
- 第6条 本会の会議は、総会及び運営委員会とし、総会は本会の議決機関として毎年1回
以上開かれる
- 第7条 本会の会議は、すべて出席員によって構成され、議決は多数決による
- 第8条 本会の経費は、運営協力金、助成金・補助金、賛助金、寄附金、企業からの協賛
金等の収入をもって充てる
- 第9条 本会の事業年度は1年間とし、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終
える
会計年度もこれに準ずるものとする
- 第10条 この会則は、総会において出席者の3分の2以上の承認がなければ変更できな
い
- 第11条 本会則に定めのない事項については、運営委員会で決定する